阿蘇市小規模契約希望者登録申請について

この登録制度は、阿蘇市が発注する建設工事及び建設工事に係る修繕工事の契約のうち入札参加資格審査申請（指名参加願）のない方でも契約することができる「小額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に指名業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

○申請できる方

阿蘇市内に主たる事業所を有する方。

・個人・法人を問いません。

・建設業の許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。

○申請できない方

①阿蘇市に主たる事業所を有しない方。

②成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない方。

③阿蘇市競争契約入札心得に基づく申請がなされている方。

④希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方。

⑤市税を滞納している方。

○申請に必要な書類

①登録申請書（様式第１号）※希望業種は３業種までとなります。

②申請に必要な資格・免許の写し

③阿蘇市税の納税証明書（個人：代表者市税／法人：代表者市税及び法人市民税）

④登録される方が個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿謄本

○申請書の設置場所及び提出先

阿蘇市役所　総務部　財政課　管財係

※申請書は阿蘇市ホームページよりダウンロードすることもできます。

○受付期間　随時受付

○有効期間

登録日より平成２２年５月３１日まで

○その他

①登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般にも公開（閲覧）します。

②阿蘇市が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

○対象となる契約

次の各号のいずれにも該当するものとします。

（１）内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの。

（２）契約金額が、１３０万円未満の小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕。

【問い合わせ先】

総務部財政課　管財係　☎２２－３２０４

非行に走る青少年、その被害少年のためのサポートセンター

夏休みは青少年が非行に走るきっかけが増える時期です。非行は初期の段階でその芽を摘み、また、被害を受けた少年の精神的ダメージも早めのケアが大切です。熊本県警では、**肥後っ子サポートセンター**を警察本部と八代警察署の２ヶ所に設置し、非行の前兆となりうる「不良行為少年」や精神的に打撃を受けた「被害少年」に対して、継続的な補導や保護支援活動を積極的に推進しています。

肥後っ子サポートセンターは、警察官、臨床心理士、ボランティアである少年サポーターで構成され、**阿蘇市では高宮正行さん（中通）がサポーターとなっています。**

ご相談は**肥後っ子テレホン**まで。秘密は厳守します。

・フリーダイヤル　０１２０－０２－４９７６　☎(FAX)０９６－３８４－４９７６